

六八福い第7206号
令和7年(2025年)3月24日

指定通所介護事業所
管理者 殿

八王子市長 初宿 和夫
(公印省略)

令和7年度の事業所規模による区分について（通知）

日頃より、高齢者福祉の推進に御協力いただきありがとうございます。

通所介護における事業所規模による区分の取扱いについては、平成12年厚生省告示第19号及び平成27年厚生労働省告示第96号に基づき、厚生省老人保健福祉局企画課長通知（平成12年3月1日老企第36号）においてその具体的な取扱いについて示されているところです。

令和7年度も引き続き事業を実施する事業所は、下記により、事業所規模区分が変更になるか御確認いただき、変更になる事業所におかれまして、必要書類を御提出ください。

記

1 事業所規模区分の確認【地域密着型通所介護事業所を除く全事業所対象】

令和7年度の事業所規模については、令和6年度実績に基づき決定されるため、平均利用延人員を計算（事業所規模による区分の取扱いについてのホームページ参照）し、規模区分を御確認ください。

2 規模区分変更に係る必要書類の提出

【上記1の計算の結果、規模に変更がない事業所は**提出不要**です。】

(1) 提出書類

ア [介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）](#)

イ [介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1）](#)

※サテライトのある事業所はサテライト用の別紙1-1も併せて御提出ください。

※規模区分のみの変更であれば、変更後の規模区分のみ塗りつぶしてください。

他の加算項目への記入は不要です。

ウ [事業所規模算出の計算根拠書類（参考様式）](#)

(2) 提出期限

令和7年(2025年)4月15日(火)午後5時 ※必着

(3) 提出先

八王子市福祉部高齢者いきいき課

3 提出書類様式等

提出に必要な書類については、八王子市のホームページよりダウンロードすることができます。

[トップ > 事業者の方へ > 介護事業所・高齢者施設の開設・届出等 > 事業者へのお知らせ > 複数サービスにまたがる通知等 > 事業所規模による区分の取扱いについて](#)

4 通所介護の基本報酬の区分について

通所介護の基本報酬の区分は以下のとおりとなります。

【通所介護】（利用定員19人以上）

- 通常規模型通所介護費 : 事業所における前年度の1月当たりの平均延利用者数
750人以下
- 大規模型通所介護費（Ⅰ） : 事業所における前年度の1月当たりの平均延利用者数
751人以上900人以下
- 大規模型通所介護費（Ⅱ） : 事業所における前年度の1月当たりの平均延利用者数
901人以上

5 出張所を設置している通所介護事業所の規模区分計算の注意点について

[厚生労働省 全国介護保険・高齢者保健福祉担当者会議 資料](#)

[【その他】1・地域密着型サービスについて](#)

- (8) 通所介護事業所のサテライト事業所に係る基準・介護報酬等のQ&A
問5（P80）を御覧ください。

(問い合わせ先)
八王子市福祉部高齢者いきいき課
事業者指定担当
電話:042-620-7452(直通)